

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障経費について

消費税が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、地方消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

平成30年度における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入)	・地方消費税交付金（社会保障財源化分）	32,468	千円
(歳出)	・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	157,101	千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(道)支出金	町債	その他	うち地方消費税交付金充当分		
社会福祉	重度障害者等タクシー料金助成	38				38	23
	重度心身障害者医療給付費	8,314	3,677		959	3,678	2,221
	障害者自立支援給付費	121,444	91,083			30,361	18,331
	障害者自立支援医療給付費	2,612	1,959			653	394
	障害児入所給付費等負担金	1,966	1,474			492	297
	地域生活支援日常生活用具給付費	1,248	892			356	215
	老人保護措置費	21,479			3,281	18,198	10,987
合計	157,101	99,085	0	4,240	53,776	32,468	

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業の一般財源の比率に応じて按分し充当している。